

第5回 定例会（令和元年12月5日～13日）

苦小牧市受動喫煙防止条例が可決 令和2年4月1日より施行



第5回 定例会風景

第5回定例会は12月5日から13日までの9日間の会期中で報告3件、陳情2件、議案12件、諮問1件、意見書案1件などの審議がおこなわれました。

今定例会で一般質問に登壇した議員は20名で、主な内容として、IR（カジノを含む統合型リゾート）については多くの議員から現状や今後のあり方について質問や議論がなされました。その他に、福祉行政、教育行政、防災行政などについて活発に質問や意見・要望が提案されました。

会期の後半には、各常任委員会・特別委員会が開催されました。

令和元年度 苦小牧市一般会計 補正予算（第6回）

歳入歳出予算総額に 4億3,588万9千円 を追加し、
歳入歳出の総額を 793億7,907万6千円 としました。

主なものは

個人番号カード利用環境整備事業費

→ 614万円

令和2年度実施予定のマイナポイント事業に伴い、マイキーID設定支援や広報啓発の実施



個人番号カード

児童相談複合施設整備事業費

→ 2億6,579万3千円

児童相談体制の強化のため、令和3年1月使用開始を目標に児童相談複合施設を整備

陳情の審査

- ①日本原研令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)の撤回及び幌延深地層研究センターの廃止を求める要望意見書提出に関する陳情 → 不採択
- ②要介護1・2の訪問介護・通所介護の総合事業への移行とケアマネジメント利用の自己負担を行わないことを求める要望意見書提出に関する陳情 → 継続審査

小学校・中学校図書館用

図書整備費 → 805万円

小・中学校の図書整備



苦小牧市受動喫煙防止条例の制定について

1 条例制定の目的

受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するため、市、市民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備を促進し、市民一人一人が生涯にわたり健やかに暮らせるまちの実現を目指して、本条例を制定する。

2 条例の概要

(1) たばこの定義

・加熱式たばこについては、紙巻きたばこと同様の扱いとする。(第2条)

(2) 市等の責務

・市は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による市民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じる。(第3条)

・市民は、通学路、公園その他の公共の場所において受動喫煙を生じさせない。(第4条)

・保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る20歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止する。(第5条)

・事業者は、事業活動を行うに当たり、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組む。(第6条)

・市、施設の管理権原者その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力する。(第7条)

(3) 受動喫煙を防止するための措置(第8条)、標識の掲示(第9条)

3 施行期日

令和2年4月1日